



➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

かけはし

はじめに

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

皆様こんにちは！5月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、国民年金の加入手続き及び保険料免除申請等の電子申請に関する内容のほか、老齢年金の繰下げ受給を希望されている方へのお知らせの送付に関する内容を掲載しています。

また、障害年金講座では、4月から初めて障害年金に携わる方に向けて、障害年金の基本的な事項についてお伝えしています。ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

障害年金講座

第27回！

障害年金センター

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

障害年金について

です！

障害年金について

今号では、4月から初めて障害年金に携わる方に向けて、障害年金の基本的な事項をご紹介します。

1. 初回相談時のポイント

(1) どなたの障害年金の手続きなのか確認します。

障害年金の手続きは、自分自身で手続きできない場合もありますので、どなたの手続きで相談に来られたのか確認をします。

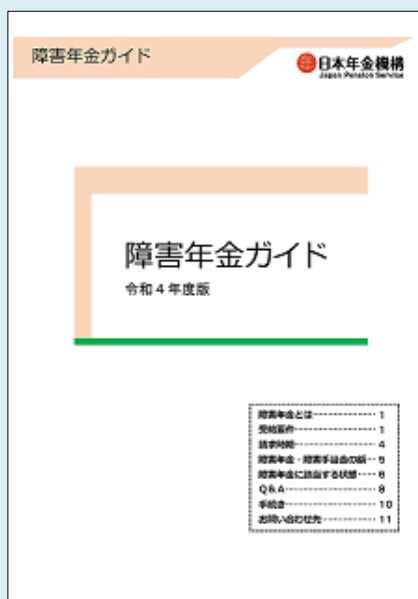
(2) どのような相談なのか確認します。

制度について確認したい場合、障害年金の請求をしたい場合など、ご相談の目的は多岐に渡りますので慎重に確認してください。

(3) 障害年金の請求手続きに来られた場合は、傷病の経緯を確認します。

その傷病に気付かれた時期や経緯、その傷病で初めて受診した時期や医療機関名、これまでの受診の経過や現在受診している医療機関名など、請求をする時に必要となる情報を確認します。

上記(1)～(3)で確認した情報を元に、初診日や納付要件など障害年金の手続きを進めていきます。



【参考】「障害年金ガイド」について

日本年金機構で作成しているパンフレットに「障害年金ガイド」があります。障害年金の概要、受給要件、請求時期などのほか、Q&Aや請求手続きの流れも記載しています。「障害年金ガイド」は、お近くの年金事務所に用意しているほか、日本年金機構ホームページにも掲載※していますので、ご活用ください。

※「障害年金ガイド」の掲載先

日本年金機構トップページから、

「年金の制度・手続き」タブ ⇒ パンフレット ⇒
年金の給付に関するもの ⇒ 障害年金関係
の順に進んでください。

2. 初診日について

障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日のことを「初診日」といいます。

◆ 障害基礎年金は、初診日が次のいずれかの間にあることが必要です。

- ・ 国民年金加入期間
- ・ 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間（※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。）

また、下記の場合も初診日となります。

①	同一の傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日
②	傷病名が確定しておらず、対象傷病と異なる傷病名であっても、同一傷病と判断される場合は、他の傷病名の初診日が対象傷病の初診日
③	障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日が対象傷病の初診日
④	先天性の知的障害（精神遅滞）は出生日
⑤	先天性の心疾患、網膜色素変性症などは、具体的な症状が出現し、初めて診療を受けた日



具体的な初診日の考え方として、次の2つの例を紹介します。
詳細については、**かけはし第69号**を参照してください。

例1 先天性の知的障害（精神遅滞）は、出生日が初診日となります。

例2 発達障害（自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害など）は、自覚症状があつて、初めて診療を受けた日が初診日となります。

⚠️ **【注意】知的障害（精神遅滞）と発達障害は異なります。**

3. 障害認定日について

「障害の状態を定める日」のことを障害認定日といいます。

障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6カ月を経過した日または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合は、その日をいいます。

20歳前の年金未加入期間中に初診日がある場合で、初診日から起算して1年6カ月経過した日が20歳到達日（20歳の誕生日の前日）前のときは、20歳到達日になります。



治った（症状固定した）場合の例として、喉頭全摘出した日や、ペースメーカー装着日（ペースメーカー装着は原則、3級程度となります。）などがあります。*

* **【補足説明】治った（症状固定した）場合の例について**

上記の例は、複数ある事例の一部です。その他の事例については、厚生労働省年金局が作成している「市町村国民年金事務サポートツール」で確認できます。

障害認定日による請求手続きについて知りたい。

Q
&
A

Q. 障害認定日から数年経過しましたが、障害認定日による請求はできますか？

A. 請求は可能です。また、障害認定日から1年以上経過してから請求する場合は、障害認定日時点の診断書と、請求日時点の診断書を添付してください。

請求方法による違いについて知りたい。

Q
&
A

Q. 障害認定日による請求と事後重症による請求で、年金を受け取れる時期に違いはありますか？

A. 障害認定日請求で障害年金が決定した場合は、障害認定日の属する月の翌月分から、事後重症請求受給で決定した場合は、請求日の属する月の翌月分から受給できます。

ただし、障害認定日から5年以上過ぎてから認定日請求した場合、請求日から5年より前の分は時効により受け取ることができません。

(参考) これまでに掲載した「障害年金講座」

昨年、「障害年金講座」で取り上げたテーマを一覧にまとめました。過去にご紹介した内容についても、ご活用いただければ幸いです。なお、過去の「かけはし」発行号は、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) で参照いただけます。

「かけはし」発行号	「障害年金講座」	
第69号 (2021年 5月)	第21回	障害年金について
第70号 (2021年 7月)	第22回	年金の受け取りが可能な金融機関
第71号 (2021年 9月)	第23回	障害年金用診断書を確認するときの留意事項 ◇呼吸器疾患の障害用診断書について
第72号 (2021年11月)	第24回	障害年金用診断書を確認するときの留意事項 ◇循環器疾患の障害用診断書について
第73号 (2022年 1月)	第25回	障害年金用診断書を確認するときの留意事項 ◇「眼の障害」の障害認定基準改正、眼の障害用診断書について
第74号 (2022年 3月)	第26回	令和4年の障害状態を記載した診断書（確認用診断書）の提出について

機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和4年4月から令和4年6月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

令和4年 4月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付 (4月定時分)
- (定例) 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付
- ▲ (新規) 繰下げ受給の上限年齢の引上げ
→ 詳細は、かけはし第73号の20頁及び第74号の7頁をご確認ください。
- ▲ (新規) 繰上げ受給の減額率の変更
→ 詳細は、かけはし第73号の22頁及び第74号の9頁をご確認ください。
- ▲ (新規) 在職による老齢厚生年金の支給が停止される基準額の見直し
→ 詳細は、かけはし第73号の23頁をご確認ください。
- ▲ (新規) 在職定時改定の導入
→ 詳細は、かけはし第73号の24頁をご確認ください。
- ▲ (新規) 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
→ 詳細は、かけはし第73号の25頁及び第74号の9～11頁をご確認ください。

令和4年 5月

- ▲ (新規) 農業者年金の加入可能年齢の引上げ
→ 詳細は、かけはし第74号の12頁をご確認ください。

令和4年 6月

- (定例) 統合通知書 (年金振込通知書・年金額改定通知書) の送付
(一部5月30日から順次送付予定)
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書 (給付金振込通知書・給付金額改定通知書) の送付

国民年金の加入手続き・保険料免除申請等の電子申請を開始します
(未来戦略室、国民年金部)

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請を開始します。申請には、マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要となりますが、マイナンバー等の情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができるため、紙の申請書より簡単に作成することができます。

また、マイナポータルとねんきんネットを連携いただくと、一定の条件に該当する方に対して、日本年金機構から保険料免除・納付猶予申請や学生納付特例申請に関する申請書情報を電子送付することを予定しています。当該申請書情報を活用することで、申請内容が自動で入力されるなど、さらに簡易に申請することができます。

マイナポータルから電子申請いただいた場合は、申請結果についても、スマートフォン等で確認することができます。是非、市区町村のホームページや広報紙で周知をお願いします。

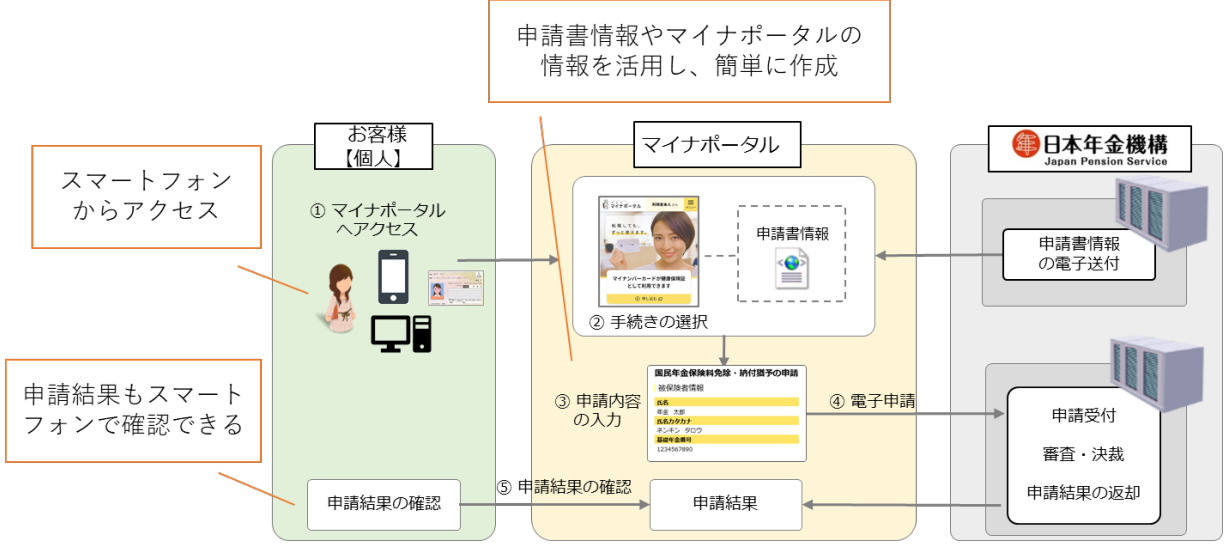
電子申請の対象となる手続き

- 国民年金被保険者関係届書（申出書） ※ 資格取得届・種別変更の手続きに限られます。
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 国民年金保険料学生納付特例申請書

サービスの開始時期

• 令和4年5月11日

サービスのイメージ



機構ホームページによる案内

マイナポータルを利用した電子申請の詳しい内容は、令和4年5月11日より、日本年金機構のホームページに掲載します。



機構ホームページのトップ画面から説明ページに遷移することができます。

「国民年金に加入の方(自営業・学生など)」のタブからも説明ページに遷移することができます。

マイナポータルとねんきんネットの連携

マイナポータルとねんきんネットの連携は、マイナポータルへログイン後、トップページの「注目の情報」から「年金記録・見込額を見る(ねんきんネット)」を選択し、手続きができます。

これにより、日本年金機構から保険料免除・納付猶予申請や学生納付特例申請に関する申請書情報等を電子送付することが可能になり、さらに便利になります。



老齢年金の繰下げ受給を希望されている方へのお知らせの送付（年金給付部）

年金制度の改正により、令和4年4月から繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられることとなりました。

これを踏まえ、66歳以降に老齢年金の繰下げ受給を希望され、年金を受給されていない方に対し、ご希望する時期に適切に繰下げ受給ができるよう、66歳から74歳までの間、毎年、誕生月にあわせて「年金見込額のお知らせ」を送付します。

また、75歳に到達される方で、老齢年金を受給されていない方には年金請求書を送付します。

※ 遺族年金または障害年金を受給されている方や共済組合の加入期間がある方等は、送付対象外です。

《「年金見込額のお知らせ」の通知見本と各項目の記載内容》

◆通知見本（①から⑤の記載内容の説明は右記参照。）

◆各項目の記載内容

年金見込額のお知らせ				
老齢年金を請求されていない方に、毎年、誕生月時点まで繰り下げた場合の年金見込額等をお知らせしています。				
■ 年金見込額（年額）				
年金種別	受給権発生年齢	① 受給権発生年齢時点の年金見込額	② XX歳時点まで繰り下げた場合の年金見込額	
老齢厚生年金	XX歳	a. 基本額 9,999,999円	c. 基本額 9,999,999円	d. 繰下げ加算額 999,999円
老齢基礎年金	XX歳	b. 基本額 999,999円	e. 基本額 9,999,999円	f. 繰下げ加算額 999,999円
合計額		(a+b) 9,999,999円	(c + d + e + f) 9,999,999円	
③	上記合計額から在職による支給停止となる額 999,999円			
(注1) 上記の金額は 令和XX年XX月 時点の年金記録（下表）の期間に基づき算出しています。				
④	国民年金	厚生年金(船員含)	公務員共済	私学共済
	XXX 月	XXX 月	XXX 月	XXX 月
(注2) 生計維持関係にある配偶者等がいる場合に加算される加給年金や振替加算の支給等により、実際に受け取れる金額は見込額と異なることがあります。また、厚生年金基金から支給される金額は含まれておりません。				
⑤	制度改正のお知らせ			
	● 令和4年4月から、繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられました。これに伴い、繰下げ増額率は最大84%となります。			

① 受給権発生年齢時点の年金見込額

受給権発生年齢時点の老齢基礎年金と老齢厚生年金の基本額をお知らせします。

② 送付年齢時点まで繰り下げた場合の年金見込額

送付年齢時点の老齢基礎年金と老齢厚生年金の基本額及び繰下げ加算額をお知らせします。

③ 在職による支給停止となる額

受給権発生年齢時点及び送付年齢時点に在職している場合、給与額・賞与額に応じた支給停止額をお知らせします。

④ 年金加入期間

誕生月の前々月時点の加入月数をお知らせします。

⑤ お知らせ

繰下げ制度の制度改正のお知らせを記載しています。

※送付年齢時点で特別支給の老齢厚生年金を請求されていない方には、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年齢と受給権発生時の年金額をお知らせします。

学生の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方は、特例申請が可能です。
(国民年金部)

新型コロナウイルス感染症の影響による特例申請（学生）

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例の申請が可能です。（令和4年度も引き続き臨時特例措置に基づく取扱いを継続します。）

対象となる学生

以下のいずれにも該当する方が対象となります。

1. 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと（※1）
2. 令和3年1月以降の所得の状況からみて、年間の所得見込み額（※2）が、学生納付特例基準相当になることが見込まれる方

※1 令和3年度分の申請については令和4年4月以前に収入が減少した方が対象となります。

※2 令和3年1月以降の任意の月（収入が急減した月）における収入額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

特例認定区分欄「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入します。

2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）をご記入いただきます。

（申立書の様式は年度ごとに異なりますのでご案内の際はご注意ください。）

3. 学生証のコピー

学生納付特例申請の臨時特例対象期間

令和4年度分：令和4年4月分から令和5年3月分まで

過年度分 申請書が受理された月から2年1か月前まで

※ 過年度分と令和4年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。ただし、年度ごとに申請が必要になりますので申請書は申請を希望される年度の数だけ必要です。（すでに過年度分を申請され承認を受けている方は、令和4年度分のみ申請していただきます。）

申請方法

申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。（感染拡大防止の観点から、郵送によるご提出を推奨しています。）

学生納付特例申請用



令和4年度申請用

簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）

（新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料学生納付特例申請）

この「簡易な所得見込額の申立書」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによって国民年金保険料の学生納付特例の申請を行うために、「国民年金保険料学生納付特例申請書」の「⑫特例認定区分」の「3. その他」に「臨時特例」とご記入いただき申請書をご提出する際に提出が必要です。

（注）この「簡易な所得見込額の申立書」は、日本年金機構が国民年金保険料学生納付特例申請の審査のためにのみ使用するものです。
市区町村における国民健康保険料（税）及び市町村民税に関する申告用ではありません。

① 申請対象期間 令和4年度分（令和4年4月分以降） ※ 令和4年度分は令和5年3月分までとなります。

② 下記にチェック（）してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

③ 収入が減少した方の氏名をご記入ください。
※被保険者（申請者）の収入減少であることが必要です。

被保険者（申請者）氏名

フリガナ

④ 収入減収後の所得見込額（簡易な所得見込額）をご記入ください。
（裏面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考にご記入ください）

円

⑤ 備考欄

【記入上の注意事項】

○ ④欄は、裏面の計算手順をご活用ください。（E欄の「所得見込額」をご記載ください）

【添付書類】

○ ②欄及び④欄を確認できる書類について、この申立書を提出する際の提示は必要ありませんが、申立書の記入内容を確認するため、申請期間の初月から2年間、日本年金機構から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、自宅等で保管しておいてください。

上記の申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出
日本年金機構理事長あて

住所 _____

被保険者氏名 _____

市区町村

年金事務所

見本

見本

簡易な所得見込額の算出手順（所得見込額計算シート） 令和4年度申請用

表面の④所得見込額について、以下の手順で計算してください

被保険者（申請者）	
A	令和3年1月以降の任意の1か月分の収入額（※1）
	令和__年__月
	円

↓

B	収入見込額（A × 12か月）
	円

控除等

事業収入、不動産収入を有する方（※2）

C	Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）
	円

給与収入を有する方（※3）

D	Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）
	円

E 各控除等の控除後の所得見込額 $B - (C + D)$ → 表面の④に記載

【留意点】

- ※1 収入見込額は、以下の収入の見込額の合計をいいます。
算出にあたっては、令和3年1月以降の任意の1か月の収入をご記入ください。
対象とする収入は、事業収入、不動産収入、給与収入です。
なお、上記の収入以外については、Aの収入額に含める必要はありません。
- ※2 Cの事業収入及び不動産収入に係る必要経費は、Aの収入額の算出に用いた任意の1か月の収入のために要した必要経費の12か月相当分を算出してご記入ください。
- ※3 Dの給与収入に係る控除については、給与所得控除の見込額をご記入ください。
給与収入に係る控除以外の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）については、計算に含める必要はありません。
具体的な計算方法は下記の表をご参照ください。

給与所得控除	Bの額のうち給与収入分（見込収入額）×40% - 10万円 （55万円に満たない場合は55万円）
--------	---

(例) 被保険者（申請者） 給与収入額 50万円

給与所得額の計算 → 50万円 - 55万円 = 0円

この場合、E欄は「0」で計算

<参考> 学生納付特例の所得基準（めやす）（※4）

世帯構成	2人世帯 （扶養者が1名の場合）	単身世帯 （扶養者がいない場合）
所得基準（めやす）	166万円	128万円

※4 世帯構成については、その者の税法上の扶養者数等（前年^(注)のもの）により判定します。
(注) 表面の「①申請対象期間」欄の申請年度の前年。

特別徴収事務ご担当者様へ

(特定事業部 年金支払調整グループ)

介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収担当課へ、ぜひ回覧くださいますようお願い申し上げます。



公的年金からの介護保険料等の特別徴収における情報交換の留意事項

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知処理(年次)と各種異動情報(月次)に基づき行っており、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税共同機構(以下、「経由機関」という。)を通じて日本年金機構へ通知をいただいているところです。その中でも、特別徴収依頼通知処理(年次)の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。

特別徴収事務をご担当される皆様に、公的年金からの特別徴収における留意事項等をご紹介しますので、ご留意くださるようお願いいたします。



以下でお示しする事例等により、日本年金機構において特別徴収依頼情報が収録できなかった場合、その対象者については特別徴収を行うことができなくなり、**普通徴収**でご対応いただく事になります。

そのため、特別徴収依頼通知処理(年次)においては細心の注意を払い、通知の作成及び送信を行っていただきますようお願いいたします。



★ 過去の年次情報交換において、適正に特別徴収ができなかった事例 ★

事例 1	特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者(コード01-01)として特別徴収依頼通知を作成すべきところを、システム操作の誤り等により、特別徴収非対象(コード01-03)として作成してしまった。
事例 2	特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者(コード01-01)として特別徴収依頼通知を作成したが、(委託業者が)経由機関へのデータ送信を漏らしてしまった。
事例 3	特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信したデータを基に作成するが、変更してはいけない氏名、生年月日、住所等を変更して作成してしまった。
事例 4	当年(令和4年)に作成した特別徴収依頼通知を送信すべきところ、システム操作の誤り等により、前年(令和3年)に作成した特別徴収依頼通知を送信してしまった。
事例 5	介護保険料等の特別徴収依頼金額の設定を行う際、端数を含む金額は各種金額欄「金額1」へ設定すべきところ、各種金額欄「金額2」へ設定してしまった。
事例 6	住所地特例対象者(コード01-02)として特別徴収依頼通知を作成すべきところ、特別徴収対象者(コード01-01)として作成してしまった。
事例 7※	75歳未満で、後期高齢者医療保険料の特別徴収を依頼する場合は、後期移管コード欄に「1」を設定すべきところ、設定を漏らしてしまった。

※ 前年度に多く確認された事例のため今回新たに追加した事例です。

◀「死亡」を原因とする資格喪失等通知に関する注意点▶

ご注意ください!



特別徴収各種異動情報の資格喪失等の通知について、死亡（コード41-01）を原因とする資格喪失等通知は、公的年金からの特別徴収を停止するとともに、年金の支払いも停止しますので、通知の際は充分ご注意ください。

41-01	資格喪失等通知（死亡）
41-02	資格喪失等通知（転出）
41-03	資格喪失等通知（市町村の特別事情）
41-04	資格喪失等通知（適用除外）

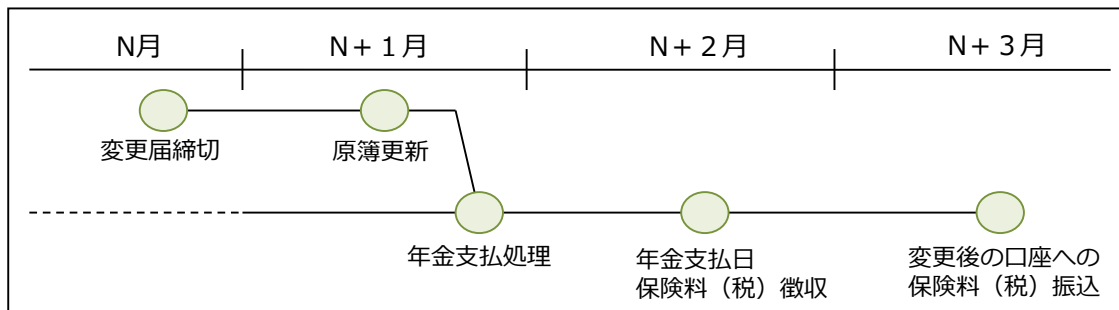
特に「転出」による資格喪失を誤って「死亡」と通知されているケースやシステム上の初期設定値であるということで「死亡」と通知されているケースが多く見受けられますので、資格喪失通知を作成する際は喪失事由をご確認の上、作成してください。

「振込先金融機関変更届」の口座変更スケジュールについて

特別徴収した保険料（税）についての、振込先金融機関の口座名義人が変更になった場合は、「振込先金融機関変更届」の提出が必要になります。「振込先金融機関変更届」をご提出していただいてから、概ね3ヶ月後に、変更後の口座への振込が開始されます。

なお、個人名を含んだ口座名義（例：会計管理者〇〇 △△）は、変更届の不備等により振込不能となる恐れがあるため、極力個人名を含まない口座名義（例：会計管理者）とされることをお勧めします。

※ **金融機関統廃合の際にも提出をお願いいたします。**



届書様式及び詳細は、日本年金機構ホームページのトップページから『年金Q&A』→「年金の受給」→「各年金給付に関連する共通の情報」→「年金からの介護保険料などの徴収」をクリックして、ご確認くださいませよう願いたします。

介護保険料等特別徴収にかかる情報交換に関する市区町村様からのお問合せ先

日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ 03-5344-1100（代表）

※年金受給権者様からのお問合せ先は、お近くの年金事務所または年金ダイヤル（0570-05-1165）をご案内ください。

日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp>）に特別徴収に関するQ&Aを掲載しています。年金受給者の方がインターネットをご利用可能であればぜひご案内ください。
トップページ⇒上部メニュー「年金Q&A」⇒「年金の受給」⇒「各年金給付に関連する共通の情報」⇒「年金からの介護保険料などの徴収」

年金委員とは

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金の事業について、地域や会社で啓発、相談、助言などの活動を行う方々です。

日本年金機構の設立に伴い、年金制度について広く国民の皆様にも周知するとともに、年金制度への理解と信頼を深めていただくための普及・啓発活動を行うために、日本年金機構法第30条に基づき、平成22年1月に設置されました。

年金委員は、活動する区域によって「地域型」と「職域型」の2種類に区別されています。

職域型年金委員は、全国で約12万人の方が委嘱され、主にお勤め先で活動いただいています。また、地域型年金委員は、全国で約6千人の方が委嘱され、主に自治会など地域で活動いただいています。

年金委員の職務に対しては、機構法第30条第5項により、報酬は支払われませんが、活動を行うための交通費などの経費については、支払われます。



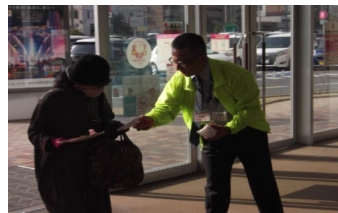
地域型年金委員の活動

地域型年金委員の皆様には、主にご自身がお住まいの地域において、公的年金制度の普及・啓発活動や年金に関する各種手続きについて、相談、助言を行うとともに、必要に応じて年金事務所や市区町村の窓口を紹介していただいています。

地域型年金委員としてご活躍いただいている皆様から報告された活動事例をご紹介します。

説明会、相談、広報に関する活動

- 町内会で年金委員として説明する時間をもらい、周知活動を実施。
- 市営図書館や公民館等の受付に、年金に関するパンフレットを設置させてもらうなどの広報活動の実施。
- 周辺の世帯に対して、年金のチラシを配布したり、自治会の掲示板へポスター貼付を依頼。



リーフレット等を配架・配布する様子

立場を活用した活動

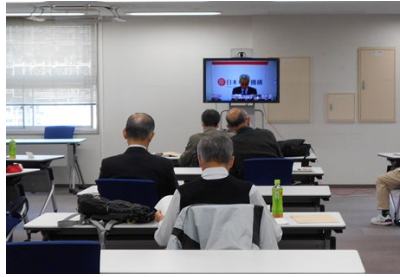
- 民生委員と年金委員を兼務していることから、民生委員の地区会議等で年金に関する広報誌の配布や説明をし、母子家庭に対する免除申請等の周知活動を実施。
- 自分が勤務していた学校の生徒に対して、年金に関する啓発、学生納付特例制度の紹介や相談対応を実施。

日本年金機構における活動支援

年金委員の皆様が安心して活動できるよう本部及び年金事務所ごとで定期的に研修会を実施しています。

また、研修会を通じ、他の委員との交流も行っていただいています。

さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。



（左から1枚目と2枚目：オンラインによる全国年金委員研修の様子（令和3年度）
左から3枚目：年金委員表彰の様子（平成30年度）

地域型年金委員推薦のお願い

地域型年金委員は、自治会や地域で活動することにより、年金相談が身近で気軽なものとして、地域住民と年金事務所や市区町村を結ぶパイプ役として心強いものとなります。

地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある者または現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である者、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む）として委嘱されていた者とされています。

年金事務に従事したことがあるOBの方々や民生委員等所管している部署へご案内させていただきますようお願いいたします。

参考までに、案内文書と推薦書の様式見本を次頁に掲載しております。

ぜひご確認いただき、地域型年金委員の推薦にご協力をお願いいたします。

なお、案内文書や推薦書については、管轄の年金事務所の総務（調整）課にお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは、年金委員の方、年金委員を検討している方向けの専用ページ（年金委員通信）を設けています。ぜひご覧ください。

「年金委員通信」ページ

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkiniintsuushin.html>



【参考】「年金制度のご案内」チラシ（見本）

【オモテ】

令和3年版

年金委員制度のご案内

市区町村、団体の皆さまへ

年金委員は、年金に関する国や日本年金機構のサポーターとして、公共サービスの一翼を担うものです。

『地域型』年金委員は、自治会や地域で活動することにより、年金相談が身近で気軽なものとして、地域住民と年金事務所を結びつなぐ役割として心強いものとなります。

◆各都道府県の年金事務所では、定期的に年金委員を対象とした研修会を開催し、制度改正事項などをお伝えしています。また、日本年金機構本部（東京）も、毎年1回、全国年金委員研修会を開催します。

◆平成25年度より、「年金委員功労者厚生労働大臣表彰」制度が開始されました。受賞者は、厚生労働省ホームページに掲載されます。

1. 年金委員とは

年金委員とは、政府が管掌する厚生年金保険および国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

年金委員は、活動により『職域型』と『地域型』の2つに区分されます。『職域型』は主に厚生年金保険の適用事業所内で、『地域型』は自治会など地域において活動していただきます。

2. 年金委員制度の概要

年金委員は、年金制度について広く国民の皆さまに知っていただくとともに、制度への理解と信頼を深めていただくため、会社や地域においての普及・啓発活動を行っていただくために設置されました。

【地域型】市町村や団体から推薦いただいた方であって、令和3年3月末時点で、全国で約5千3百人の方が地域型年金委員として委嘱されています。

【職域型】厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上、300人未満の事業所には1名以上の設置をお願いします。令和3年3月末時点で、全国で約11万2千人の方が職域型年金委員として委嘱されています。

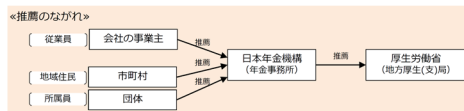


【ウラ】

3. 年金委員になるには

年金委員は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熟意を有する者として推薦があった者に対し、厚生労働大臣が委嘱します。【日本年金機構法第30条】

年金委員は、『職域型』の場合は会社の事業主、『地域型』の場合は市町村や団体からの推薦を受け、日本年金機構から厚生労働省へ推薦します。



地域型年金委員の推薦にあたっては、原則として国または地方公共団体等の職員として年金事務に従事したことがある者または現に自治会長、民生・児童委員または社会保険労務士である者、その他過去に年金委員（社会保険委員および国民年金委員を含む。）として委嘱されていた者とされています。

4. 推薦の方法

地域型年金委員の推薦方法は、市(区)役所や町村役場もしくは団体が「年金委員推薦書（地域型）」を管轄の年金事務所へ提出していただくこととなります。

※様式は、日本年金機構ホームページ「年金委員通信」からダウンロードできます。

年金委員に関するQ&A

Q：年金委員に報酬は支払われますか？

A：報酬は支払われません。ただし、活動を行うための交通費などの経費については支払われます。

Q：年金委員の研修はありますか？

A：各都道府県で定期的に研修会を実施しており、年金制度や新たな制度改正事項といった情報を直接日本年金機構から得ることができます。そのため、他の従業員に対して公的年金に関する必要な情報提供を行うことができます。また、研修会を通じ、他の事業所との交流が持てるといった意見もありました。さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。



制度の趣旨をご理解いただき、ぜひ年金委員の推薦をお願いします。

※お問い合わせは、管轄の ●●年金事務所（999-999-9999）までご連絡をお願いします。



※掲載している見本は令和3年度に使用したチラシです。予めご了承ください。

【参考】年金委員推薦書（地域型）（見本）

見本

（様式1-2）

年金委員推薦書（地域型）

(フリガナ)		生年月日(和暦)		性別	男・女
氏名		年	月		
住所	〒				
職業等		連絡先電話番号			
推薦理由					
<p>日本年金機構 年金事務所長 殿</p> <p>上記の者を年金委員として推薦します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>推薦元市町村・団体等所在地 〒</p> <p>推薦元市町村・団体等名称</p> <p>代表者等氏名</p> <p>電話番号</p>					

※ 推薦書には、年金委員証明書に貼付するための被推薦者の顔写真(縦3.0cm×横2.4cm)を同封してください。また、写真の裏面には氏名を記入してください。

インターネットからの年金相談予約のご案内

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、全国の年金事務所、街角の年金相談センター（オフィスを含む。）での来訪相談について、インターネットからの年金相談予約を受け付けております。

老齢年金のターンアラウンド請求書（緑色の封筒）が届いた方のみを対象としていたインターネットからの年金相談予約は、**老齢年金請求全般に関する年金相談**を対象として拡大しました。

インターネットからの年金相談予約の概要

受付時間	土日・祝日を含む毎日8時00分～23時30分の間 予約申込ができます。 ※システムメンテナンスによる停止を行うことがあります。
対象となる相談	老齢年金のターンアラウンド請求のみ ↓ 【令和4年3月22日から】 老齢年金請求全般に関する年金相談
予約できる相談日	予約申込日の翌々営業日から3か月先の月の末日まで
その他	予約日の前日に予約時間等のお知らせメールを送信

○ 予約サイトへのアクセス方法

⚠️ 予約申込の際は、**基礎年金番号**のわかるものをご用意ください。

スマートフォン・携帯電話から アクセスする場合	  こちらの二次元コードから 直接アクセスできます。
パソコンから アクセスする場合	機構ホームページ内の「予約相談について」のページから アクセスできます。  https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/

老齢年金請求手続きの予約をご案内いただく際には、引き続き、**インターネットからの年金相談予約**をお勧めしていただきますよう、
ご協力をお願いいたします。

今後、対象となる相談内容の更なる拡大も検討してまいります。



国民年金保険料学生納付特例申請書の説明用パンフレットの多言語対応への取り組みについて

(国民年金部)

日本年金機構では、外国人のお客様への届出漏れを防止するため、届書の記載例やパンフレットの多言語対応の取り組みを進めてまいりました。

この度、国民年金保険料学生納付特例申請書の説明用パンフレットの13か国語版を作成し、日本語版、英語版と合わせて15か国語版となりました。

<これまでの取り組み>

	種類	対応言語	機構ホームページへの掲載状況
①	国民年金制度の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 英語 中国語 韓国語 ポルトガル語 タガログ語 ロシア語 インドネシア語 スペイン語 ベトナム語 タイ語 ミャンマー語 ネパール語 カンボジア語 モンゴル語 	掲載済
②	国民年金保険料免除・納付猶予申請書説明用パンフレット		
③	国民年金適用勸奨状説明用パンフレット		
④	国民年金被保険者関係届（申出書）記入例		
⑤	<u>国民年金保険料学生納付特例申請書記載例</u>		
⑥	<日本に住む外国人向け> 公的年金制度のご案内	<ul style="list-style-type: none"> 日本語 英語 	
⑦	<技能実習生及び実習実施者向け>日本の公的年金に加入 手続はお済みですか？		

多言語版の届書の記載例やパンフレットは、翻訳した英語版を基に13か国語に翻訳し作成した後、順次、日本年金機構ホームページに掲載しております。



機構ホームページから多言語版の記載例やパンフレットをご覧ください。こちらのバナーをクリックしてください！

「⑤国民年金保険料学生納付特例申請書の説明用パンフレット」の中国語版を次頁に掲載しておりますので、参考までにご覧ください。



参考：国民年金保険料学生納付特例申請書の説明用パンフレット（中国語版）（一般用）

<p>日本国民养老保险制度 简体中文/中国語</p>	<p>国民养老保险费 【学生缴纳特例】 申请 [一般用]</p>
<p>1. 国民养老保险制度等公共养老保险制度概要</p> <p>(1) 登记居住在日本的年龄在20至59岁的所有人（包括外籍居民），必须加入国民养老保险（国民年金）并依法缴纳保险费。</p> <p>(2) 公共养老保险制度（包括国民养老保险制度）是一种具有金融际代支持机制的制度。</p> <p>(3) 公共养老保险制度不仅支付养老金，而且当您遇到意外经济困难时，还支付伤残养老金和遗属养老金。</p> <p>(4) 日本政府对养老金提供部分资金补助。</p> <p>(5) 公共养老金缴纳的保费可作为“社会保险缴款”进行税收减免。</p>	<p>居住在日本且年龄在20至59岁的人，不论国籍和在留期限，都必须依法加入国民年金制度，即日本的公共养老保险制度，并且缴纳保费。</p> <p>但是，如果您是学生并且在缴费方面有经济困难时，您可以申请“学生缴纳特例”。如果您前一年在日本的收入等于或低于一定标准金额，您可以申请退还缴纳的保险费。要注意，<u>每年都需要办理此申请手续</u>。</p> <p>通过办理此申请手续，不仅可以确保日后领取养老金的权利，还可以确保万一发生意外事故或残疾时领取伤残养老金的权利。</p> <p>【适用对象】</p> <p>在大学（包括研究生院、专科学校、高中、技术学院、特殊教育学校等各种学校（※）就读的学生，想要申请“学生缴纳特例”的前一年的收入在标准以下或有失业等理由的人。</p> <p>※各种学校，包括根据学校教育法规规定的学习期限为一年以上或一年以上上课的学校（也包括一部分外国大学的日本分校。详情请咨询JPS（日本年金机构）办事处。）</p> <p>【申请年份】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 学生缴纳特例制度适用的一年，所指的期间是从4月到次年3月。 - 如果您想在下一年度继续申请学生缴纳特例，您需每年4月重新提交申请。 <p>【可以申请学生缴纳特例的时间段】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 过去的年度：自申请之日起前 25 个月，您可以追溯申请过去期间的缴纳特例（已缴纳保费的月份除外）。 - 本年度：如果您申请本年度“特例制度”，有效期则涵盖到明年3月。提交一份申请可以涵盖从1月到次年3月的12个月。如果您希望延长期间的缴纳特例，则需要提交多份申请。 <p>【注意】 您以“退学”或“休学”的申请，最长可以从受理之日起过去25个月。但是，如果您延迟申请的话，可能无法享受全部的资格，因此建议您尽早提交申请。</p> <p>【申请所需材料】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 印有学校、学生的学生证复印件（如果有照片、有效期、年级和入学日期，则需要同时提交背面的复印件），或在学生证明书背面，粘贴复印件（A4尺寸的底页印）。 - 因失业、破产或停业等原因，请附上失业保险资格证明（“雇用保险资格证明书”）复印件或失业保险证明人的有效证明复印件等相应的证明文件。其他必要的附加文件，请向JPS（日本年金机构）办事处或居住地的市政厅的国民年金窗口进行咨询。 <p>【使用“个人编号卡”进行申请时】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 申请人在直接在线提交申请表时，请出示个人编号卡。如果没有该卡，请出示下面（1）和（2）中各一份文件。 - 用邮寄方式申请时，请附上个人编号卡的正反面复印件。如果没有该卡，请附上下面（1）和（2）中各一份文件的复印件。 - （1）个人编号的确认文件：标有个人编号的住民票的复印件、个人编号通知卡（姓名和住所必须与住民票上一致的情况下才可以）。 - （2）您的驾照、护照或任何有效文件，以表明您是该号码的持有者；同时，您也可以提供您的学生证和健康保险证明。 <p>【注意】 如果您的健康保险证（包括国民健康保险、职员保险、船员保险、75岁以上的后期老年医疗、互助会等）的复印件时，一定要将保险证上的被保险人编号和代码涂黑，确保其无法被识别出来。</p> <p>在哪里提交申请表</p> <ul style="list-style-type: none"> • 可以向居住地的市/区役所/町/村公所或国民年金窗口或JPS（日本年金机构）办事处提出申请，也可以邮寄申请。 • 如果您就读的学校有指定“学生缴纳特例事务法人”的话，您也可以委托其进行申请。 • 第三页是申请者的副本，请妥善保管。 <p>【学生缴纳特例申请表】的填写方式请参照背面。</p>
<p>2. 月度缴费</p> <p>2022年4月至2023年3月，国民养老金的月度缴费金额是16,590日元。</p> <p>保险费可以在银行等金融机构、邮局、便利店等窗口以现金方式缴纳，也可以使用银行自动转账、网上银行或信用卡等方式缴纳。</p> <p>3. 国民养老保险福利</p> <p>(1) 老年基本养老金</p> <p>缴纳国民养老保险费10年以上且符合条件的情况下，年满65岁时可获得老年养老金。</p> <p>(2) 伤残基本养老金</p> <p>若您因患病或受伤最终导致了国家规定的1级或2级伤残，并探明了国民养老保险，则向您发放伤残基本养老金。</p> <p>(3) 遗属基本养老金</p> <p>加入国民养老保险的被保险人死亡时，则向您该被保险人维持生计的遗属（有子女的配偶或子女）支付遗属基本养老金。</p>	<p>关于国民养老保险的详情询问，请向JPS（日本年金机构）或居住地的市政厅的国民年金窗口进行咨询。</p> <p>日本年金机构官网 https://www.nenkin.go.jp/international/index.html <input type="button" value="日本年金机构"/> 点击</p> <p>有关养老保险的一般咨询，请拨打以下电话号码：</p> <p>年金加入者专线 0570-003-004（本地折扣电话费率）</p> <p>如果您的电话号码以050开头，请拨打：03-0630-2525（正常电话费率）</p> <p>服务时间： 星期一至星期五 上午8:30 ~ 下午7:00， 每第二个星期六 上午9:30 ~ 下午4:00 节假日（每第二个星期六除外），12月29日至1月3日停止服务。</p>
<p>日本年金機構 Japan Pension Service</p> <p>2204 1016 135</p>	<p>4 1</p>

如何填写申请表 (例)

请仔细阅读并参照此内容，填写《学生缴纳特例申请表》。申请时，您只需要填写**红色标记**的内容即可。请用日语或英文字母(A, B, C, ...)或阿拉伯数字(1, 2, 3, ...)填写。请注意，如果填写内容不完整或有误时，根据情况我们可能会退回您的申请或要求使用日语填写，这种情况可能会导致申请处理时间延迟。

这一栏是您将要申请学生缴纳特例的意向声明。此外，填写此栏将表示您承诺所填的上一年度的收入与事实相符，并且同意将申请所填的个人信息（收入信息等）委托给日本年金机构及市政厅的国民年金课进行审查。

1 填写您在日本的12位数的个人编号，或者10位数的基本养老金号码（填写基本养老金号码时，请从左边对齐填写）。

2 请填写您的姓名。

3 请填写您申请的学生的缴纳特例的期间。
学生缴纳特例的一个年度期间为4月至次年3月。例如，申请2022年度的缴纳特例，则填写2022.4~2023.3。
只要年满20周岁且在此期间是学生，您就可以申请自提交申请之日起最多往前追溯25个月内的过去期间的缴纳特例。但是，过去25个月中已缴纳保险费的月份除外，且已缴纳的保费将不予退还。

4 请填写您的入学日期和预计毕业日期。

重要事项

① 请标明您上一年度度的收入所得。
• 没有收入，请在1上画圈。
• 收入低于或等于128万日元，请在2上画圈。
• 收入超过128万日元，请在3上画圈。
注意：这里的收入所得是指的收入减去在日本的必要课后的金额。如果您没有提交纳税申报或不知道金额时，请咨询居住地的市政厅办事处。

5 如果在（5）填写的申请期间内从海外迁入日本/从日本迁出到海外，请填写迁入/迁出国的名称和迁入/迁出日期。例如，如果您此前居住在日本，于2022年4月1日从美国移居日本，请填写“2022年4月1日从美国迁入”。

6 请填写学生证“GAKUSEISHO”单面或双面复印件（A4纸大小），或学生证“ZAIKAKUSHOMEISHO”原件，显示入学时间（入学日期和预计毕业日期）、年级以及学生证到期日（如有）。

7 输入申请日期（年/月/日），截止申请日期的地址、护照上的英文姓名。

8 请填写您的出生年月日（填写阳历）。

9 请填写您的电话号码。在相应的类别上画圈。
1. 家庭固定电话 2. 手机号码 3. 公司电话 4. 其他

10 请填写您的学校名称。

11 请填写学校的详细地址。
“道府县・郡市区・町村等具体地址”

12 请在对应的学生类别上画圈。
1. 学生（毕业时授予学位） 2. 函授课程
3. 利日履修生 4. 研究生 5. 其他
如“其他”类别，请在“6. 其他”上画圈，并在（C）中具体填入。

13 请填写印在学生证上的有效期。
如果学生证上没有标注有效期，则无需填写。

14 如果因为离职等原因申请，请填写离职次日日期。
• 如果您在辞职前加入了失业保险，请圈出箭头标记的“あり”（是），并提交相应的离职证明文件。（具体文件可参照第1页）
• 如果没有加入，只需圈出“なし”（否）即可。



国民年金の加入手続き・保険料免除申請等の電子申請を開始します

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請ができるようになりました。申請には、マイナンバーカードが必要となりますが、マイナポータルの情報を活用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができるため、紙の申請書より簡単に作成することができます。

また、申請結果もスマートフォン等で確認することができます。お手続きの際は、是非ご利用ください。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

地域の独自情報

編集後記

「背筋の伸びた姿勢のいいおばちゃんになりたい」という動機で3年前から始めたピラティス。姿勢のよさが維持できているかどうかはさておき、あれだけ苦手だった腹筋が難なくできるようになり「続けることの大切さ」を痛感しました。週1だし、そこまで効果あるかなと思ってましたが、意外と鍛えられていたようです。最初は無知でしたが、いろんな部位の筋肉を知り、人間の体って奥深いなとつくづく思います。

さて、「かけはし」は皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。